裁決取消訴訟の判決確定の公告

京都弁護士会が同会所属弁護士南出喜久治会員（登録番号18832）に対してなした懲戒処分（戒告・平成27年５月22日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成28年７月19日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成29年12月21日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成30年６月15日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成30年６月20日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年６月20日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成30年７月６日

山梨県甲府市丸の内１丁目14番19号
山梨県建設業厚生年金基金
代表清算人　小林　英文

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年６月20日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　小林　英文
２．住所　山梨県南巨摩郡身延町遅沢2348

平成30年７月６日

山梨県甲府市丸の内１丁目14番19号
山梨県建設業厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢90歳代位の男性、身長163センチメートル位、頭髪白髪

上記の者は、平成28年１月中旬頃、東京都世田谷区世田谷一丁目33番10号102号室で死亡しました。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉部生活福祉担当課まで申し出てください。

平成30年７月６日

東京都　　世田谷区長　保坂　展人

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物等について、その所有者等を確知できないため、同法第14条第10項の規定により公告する。

平成30年７月６日　　海南市長　神出　政巳

１　建築物等の所在地
　海南市下津町塩津221番地
２　所有者等に命ずる必要な措置の内容
　当該建築物等の除却
３　措置を命ずるに至った事由
　当該建築物等は、建築物の一部が崩落しているほか、屋根が大きく変形しているなど、今後倒壊するおそれのある保安上危険な状態となっているため。
４　措置の期限　平成30年８月５日
　期限までに措置が行われない場合は、海南市長またはその命じた者若しくは委任した者が措置を行う。
５　海南市役所の掲示場への掲示
　この公告の内容の詳細については、海南市公告式条例第２条第２項に規定する海南市役所前掲示場等において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

札幌市中央区南三条東四丁目一番地二〇
株式会社シャフサ
代表清算人　佐藤　隆士

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

札幌市白石区東札幌二条四丁目一番七号
寿燃料商事株式会社
代表清算人　壽崎　邦雄

解散公告

当社は、平成三十年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

札幌市中央区南一三条西八丁目一番二五号
株式会社プロッケアラ
代表清算人　川合　クケア　則夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成三十年六月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

山形市高原町九七一番地四五
有限会社言葉の翼
清算人　櫻井　映美

解散公告

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

群馬県太田市台之郷町五四六番地二
株式会社株主総会
代表清算人　高田コウケン　晃

解散公告

当法人は、平成三十年五月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

群馬県前橋市幸塚町一八二番地二
特定非営利活動法人前橋市こども福祉ネットワーク
清算人　尾池　信一

解散公告

当法人は、平成三十年五月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

群馬県前橋市北代田五二〇番地一
特定非営利活動法人細井学童クラブ
清算人　尾池　信一

解散公告

当社は、平成三十年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

群馬県太田市台之郷町五四六番地二
株式会社株主総会
代表清算人　高田コウケン　晃

解散公告

当社は、平成三十年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月六日

群馬県太田市台之郷町五四六番地二
株式会社株主総会
代表清算人　高田コウケン　晃

第27期決算公告　　平成30年７月６日

北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目14番地15
グロークリエート株式会社
代表取締役社長　小野　一徳

貸借対照表の要旨（平成30年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,349
	固定資産	176,869
	合計	180,219
負債及び純資産の部	流動負債	21,615
	固定負債	116,170
	株主資本	42,433
	利益剰余金	20,000
	その他利益剰余金	22,433
	（うち当期純利益）	（2,113）
	合計	180,219